

3 避難所運営の基本方針

(1) 区による避難者の救援救護

区は、避難所の設置者として、避難者が安全かつ健康的に避難生活を送れるよう、運営の公平性を確保し、避難所の秩序を維持するとともに、避難者を救援救護する責務を負う。

(2) 町会・自治会が中心となった相互扶助と自主的・主体的な行動

避難者は、避難所で共同生活を送る（避難所を運営する）にあたり、本運営基準及び各避難所で定めたルールに従い、町会・自治会を中心に、互いに助け合いながら自主的・主体的に行動する。

(3) 弱い立場となる可能性の高い避難者の視点に立った運営

避難所では、急激な生活環境の変化や大人数による集団生活の中で、プライバシーや防犯・安全等の面から、弱い立場となる可能性が高い女性、妊産婦、子ども、高齢者、障がい者、アレルギー疾病患者、慢性疾患患者及び外国人等が不安なく避難生活を送れるよう、これらの避難者の視点に立った避難所運営に努める。

(4) 通勤・通学者や帰宅困難者等への公平な対応

避難所では、区外からの通勤・通学者や外出中に帰宅困難となった者等も受入対象となることから、これらの避難者に対しても、帰宅するまでの一時的な滞在期間中は、地域住民と同様に、救援物資や滞在スペース等を公平に提供する。

(5) 環境変化への的確な対応

発災直後は、避難者全員の収容を優先し、その後は、避難者のプライバシーや健康管理を優先するほか、季節の移り変わりや避難者の増減等、発災からの時間経過に応じた生活環境の変化に対して的確に対応する。